一般社団法人 監査懇話会
第76回 監査技術ゼミ

proact law office

企業不祥事の事例分析

～神戸製鋼所検査データ改ざんなど～

2019年2月5日

プロアクト法律事務所
弁護士／公認不正検査士
竹　内　　朗

proact law office © 2019 Akira Takeuchi

講師紹介

＜略歴＞

1990年早稲田大学法学部卒、1996年弁護士登録、
2001年日興コーディアル証券（株）（現SMBC日興証券（株））法務部勤務、
2006年国広総合法律事務所パートナー、2010年プロアクト法律事務所開設

専門は、企業のリスクマネジメント、不祥事対応・有事の危機管理、
平時のリスク管理体制強化（コンプライアンス）、会社法（ガバナンス）、
金融商品取引法、反社会的勢力排除、独占禁止法など

日本道路（株）社外取締役、（株）№1社外監査役
公認不正検査士（CFE）、ACFE JAPAN理事

＜ご連絡先＞

プロアクト法律事務所　〒105-0001
東京都港区虎ノ門5-12-13ザイマックス神谷町ビル7階
TEL：03（5733）0133　　FAX：03（5733）0132
URL：　www.proactlaw.jp
E-mail：　at@proactlaw.jp

© 2019 Akira Takeuchi

事例分析①　神戸製鋼所

【資料1】　月刊監査役　2018年7月号
拙稿 「企業不祥事の事例分析～神戸製鋼所検査データ改ざん問題」

© 2019 Akira Takeuchi

事例分析②　日立化成

【資料2】　2018年11月22日　日立化成株式会社リリース
特別調査委員会　調査報告書（要約版）

© 2019 Akira Takeuchi

情報共有①　三つの防衛線

2018年10月15日 金融庁 コンプライアンス・リスク管理基本方針

Line	部門	機能
1線	事業部門による自律的管理	事業部門は、収益を生み出す事業活動に起因するリスクの発生源であり、一般的に、リスク管理の**第一義的な責任**を有すると考えられる。したがって、事業部門自身による現場での管理態勢については、事業部門の役職員自身が、コンプライアンス・リスク管理の責任を担うのはまさに自分自身であるという**主体的・自律的な意識**の下で、業務を実施していくことが重要となる。
2線	管理部門による牽制	コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門は、事業部門の自律的なリスク管理に対して、**独立**した立場から**牽制**すると同時に、それを**支援**する役割を担う。また、リスクを全社的にみて統合的に管理する役割も担う。
3線	内部監査部門による検証	内部監査部門は、事業部門や管理部門から**独立**した立場で、コンプライアンス・リスクに関する管理態勢について**検証**し、管理態勢の構築やその運用に不備があれば、経営陣に対し指摘して是正を求め、あるいは管理態勢の改善等について経営陣に助言・提言をすることが期待されている。

© 2019 Akira Takeuchi

情報共有②　ガバナンスと内部統制の区別

コーポレート
ガバナンス
（監督機関）

リスク管理体制
内部統制システム
（執行機関）

【ガバナンス・マネジメント・モデル】

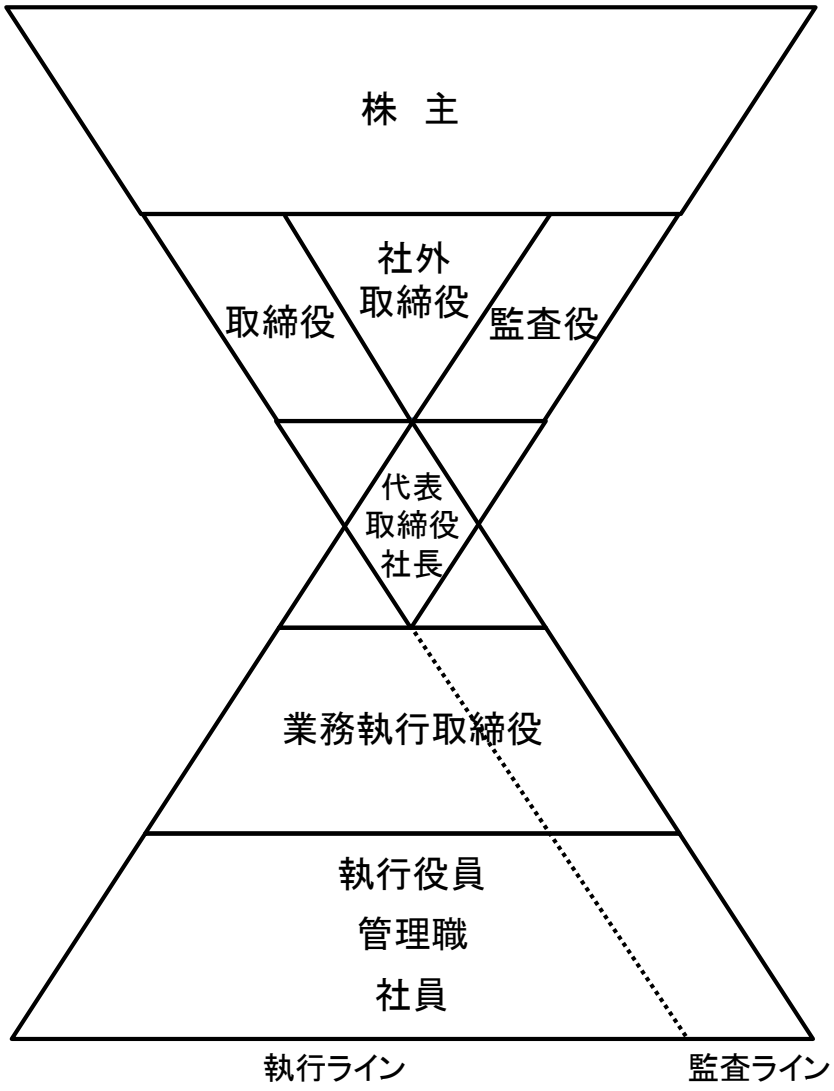

proact law office
© 2019 Akira Takeuchi

ディスカッション①　品質不正に対する内部統制

- ✓　三つの防衛線の導入と活用
- ✓　２線の独立性確保、プロフェッショナル化
- ✓　リスク情報のエスカレーション体制

© 2019 Akira Takeuchi

ディスカッション②　内部統制に対する監査

【資料3】　2015年7月23日　日本監査役協会
内部統制システムに係る監査の実施基準

✓ 準拠性監査から有効性監査へ

✓ 不正の発見は監査の仕事か？

© 2019 Akira Takeuchi

ディスカッション③　その他の論点

© 2019 Akira Takeuchi

ご清聴ありがとうございました。

We support your **proactive** risk-management.

プロアクト法律事務所
www.proactlaw.jp

弁護士　竹　内　　朗
at@proactlaw.jp

© 2019 Akira Takeuchi